

## 議事(1)

未受診妊婦・無介助分娩希望者への支援

# R6年度未受診妊婦実態調査結果について

## 【調査対象】

①県内分娩取扱医療機関（地域医療連携課より依頼・奈良県産婦人科医会で実施）

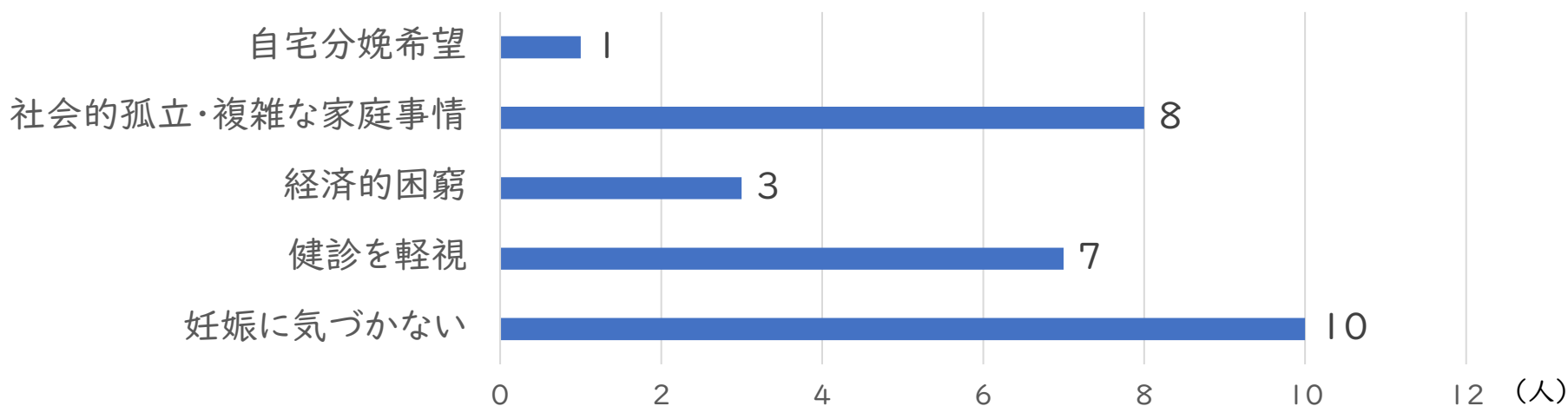
②県内市町村（健康推進課実施）

（令和6年1月1日～令和6年12月31日までに出産した未受診妊婦の状況）

### <未受診妊婦の定義>

未受診妊婦の定義は「全妊娠期間を通じて妊婦健診受診回数が3回以下の症例」または、「最終受診から3か月以上の受診がなく分娩となった症例」

## 未受診の理由（複数回答） n=19

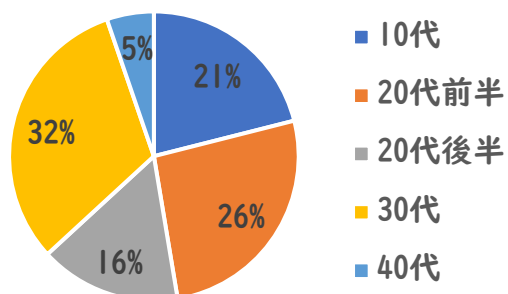


# R6年度未受診妊婦実態調査結果について

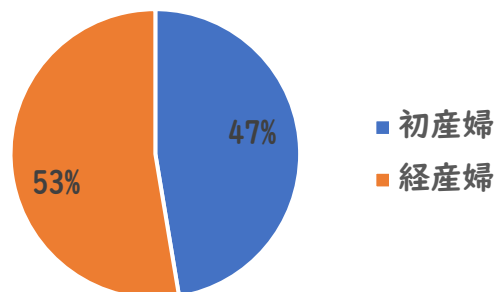
## 【結果の概要】

県内11市町村、8医療機関から19件の報告があった。

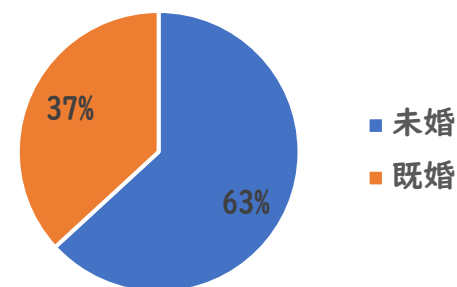
### 年齢



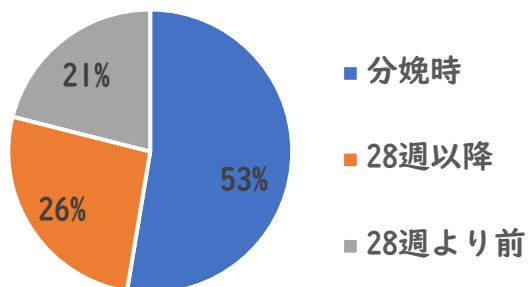
### 経産回数



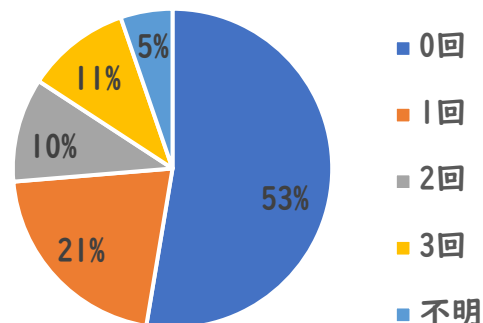
### 婚姻の有無



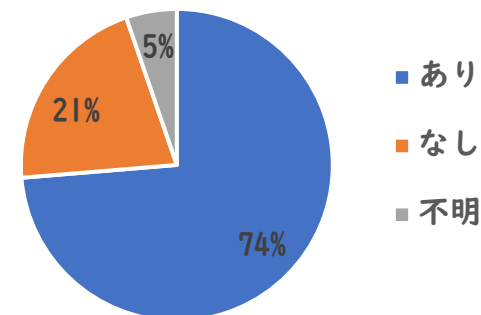
### 初診時週数



### 分娩までの健診回数



### パートナーとの音信



## <母胎背景・療養上の課題>

- ①妊婦を取り巻く背景・生活上の課題
  - ・若年、未成年妊婦
  - ・妊婦健診未受診を繰り返している
  - ・パートナー、家族の支援を受けられない(相談できる人がいない)
  - ・妊婦自身が社会的養護の経験がある
- ②支援につなぐ上での課題
  - ・行政の支援を拒否、連絡してもつながらない
  - ・医療機関と行政との情報共有の必要性
  - ・妊婦健診補助券の交付等、制度の認識不足
- ③支援者との関係構築に関する課題
  - ・対人関係構築、コミュニケーションが苦手
  - ・社会的孤立状態、相談先が分からない

# 無介助分娩希望妊婦※への対応について

※無介助分娩希望妊婦：医療従事者等の介助なしで家族のみでの自宅分娩を希望する妊婦

## <無介助分娩希望妊婦への対応で、市町村に共通して必要となった対応>

### ①妊婦・夫等家族への粘り強い継続した相談対応

関係性を維持しつつ、医療従事者の介助による安全な分娩ができるよう説得し続ける

### ②緊急時に備えた対応

庁内関係課・要保護児童地域対策協議会、医療機関及び消防（緊急搬送）との連携支援

### ③生活状況に応じた産後支援

新生児訪問により、母子の健康状態の把握、医療機関の受診勧奨

## <県の取組み>

### ①市町村母子保健担当課長会議で、事例と支援内容の共有(R8.1.28)

### ②事例発生該当市町村との情報共有、支援会議等へ出席し支援方策の検討

### ③無介助分娩希望妊婦への対応経験がある他府県市町村へのヒアリングと事例発生市町村へのヒアリング内容の情報提供

### ④保健所の市町村支援のあり方についての振り返り

## 議事(2)

乳幼児健康診査の精度管理・5歳児健診の推進

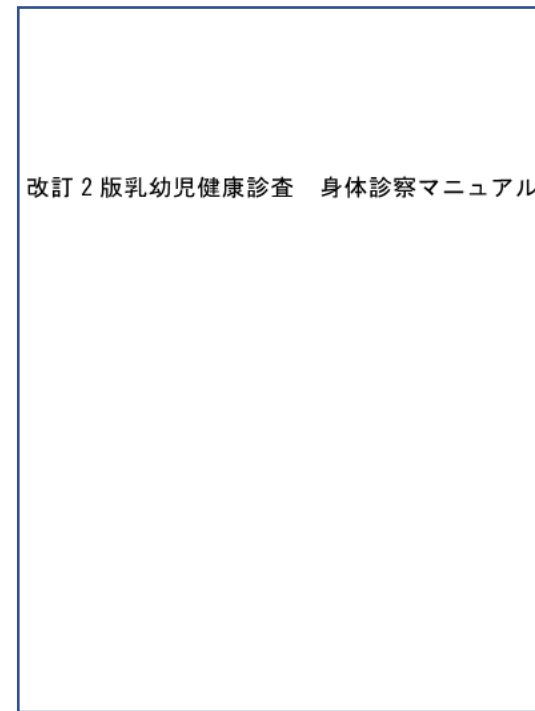
# 乳幼児健診の精度管理

## ■ 奈良県乳幼児健康診査マニュアル（診察編）の改訂

- ・ 診察項目等については国マニュアルを準拠
- ・ 県マニュアルのコラム部分を中心に奈良県追補資料として整理、3月中に配布予定。



奈良県マニュアル



国マニュアル

※令和7年9月国「改訂乳幼児健康診査 身体診察マニュアル」一部改訂標準的な診察項目、スクリーニング対象疾病、判定基準等が整理された。

# 乳幼児健診の精度管理

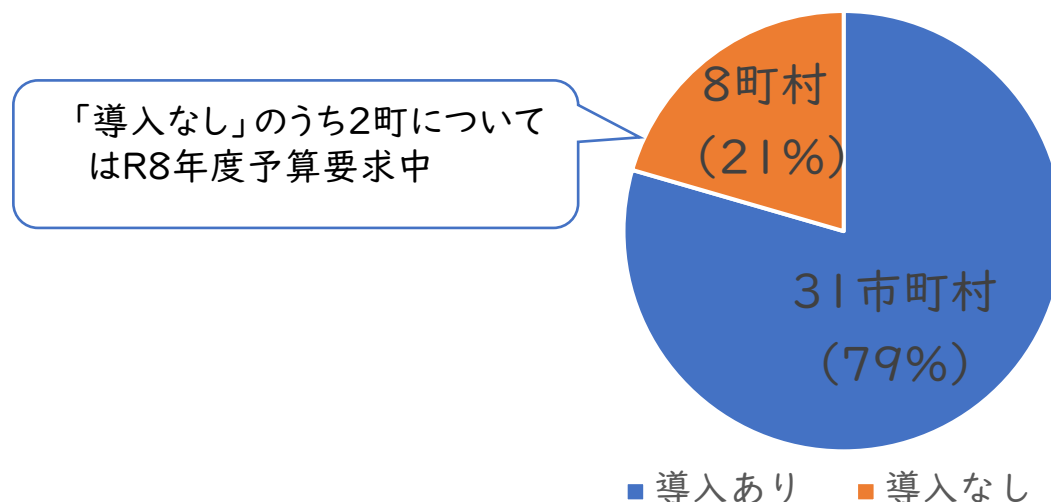
## 3歳児健診の視覚検査における屈折検査の導入について

「3歳児健診の視覚検査に関する体制整備について」（令和4年2月28日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）において、地域の実情に応じた視覚検査の体制整備が求められている。

※通知より一部抜粋

市町村が実施する3歳児健康診査においては、家庭での視力検査を併用して、眼の疾病及び異常の有無についても確認することとされています。乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であり、屈折検査は、片眼性の弱視等を検出するのに有用であることから、令和4年度予算案において、市町村が屈折検査機器等の整備を行う際に活用可能な補助事業（母子保健対策強化事業）を創設

屈折検査の導入状況



# 5歳児健診支援事業について

## 5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

### 概要

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要**。(4~6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要**。

### 5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

#### 問診・診察・評価

- ・ 情報集約(過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等)
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

#### 【健診に関わる職種の例】

- 医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士、言語聴覚士 等

#### 専門相談

##### 保護者との共有

- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ 保護者の気づきを促す
- ・ 多職種による助言

#### 健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

### 地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築



### 地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

# 5歳児健診の実施状況

## <奈良県における5歳児健診の実施状況>

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施している市町村数	1	3	8
実施していない市町村数	38	36	31

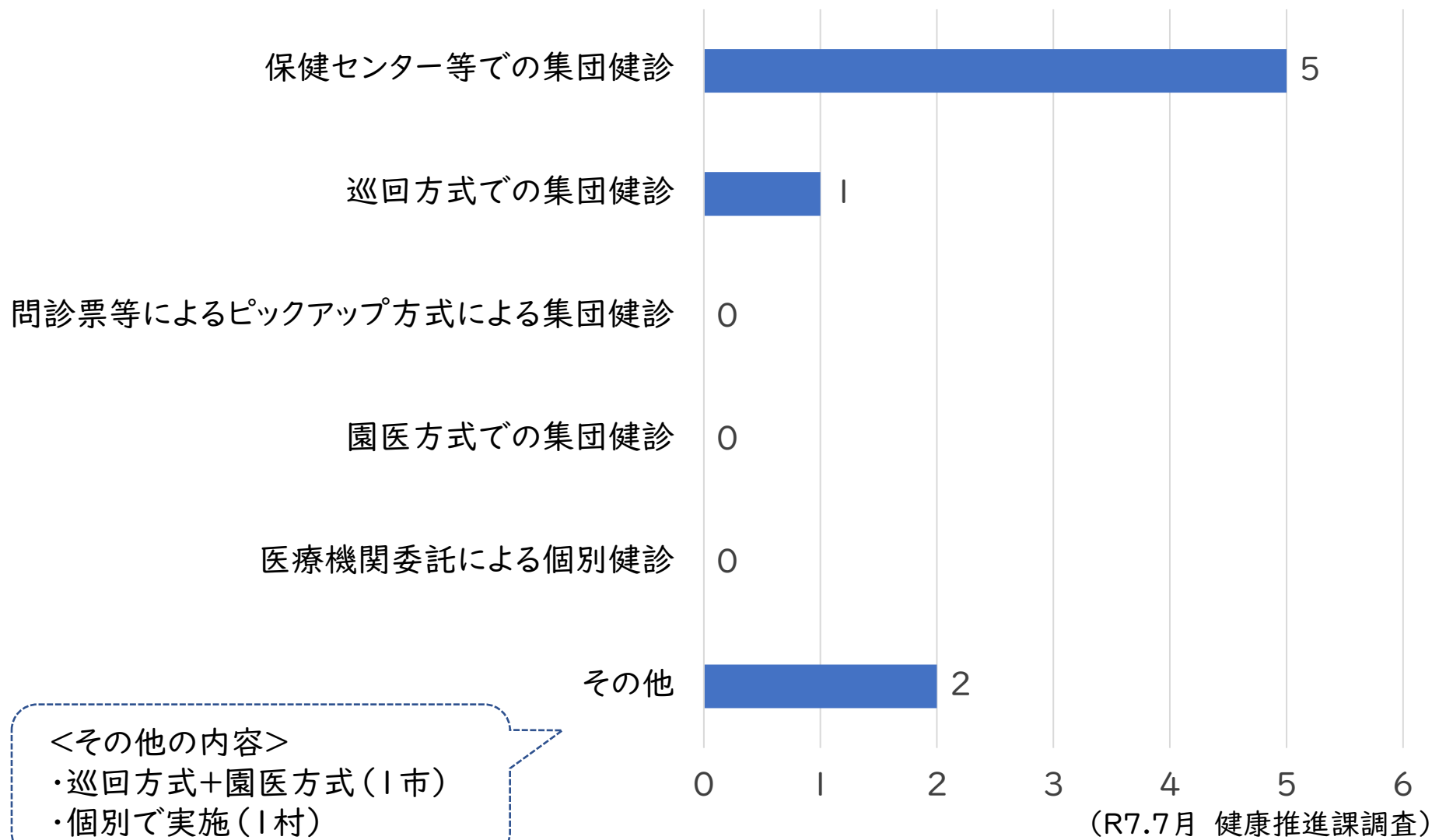
## <実施していない31市町村の実施に向けた調整状況>

「実施に向けて調整中」 12市町村

(R7.7月 健康推進課調査)

# 5歳児健診の実施方法

令和7年度に5歳児健診を実施している8市町村の健診の実施方法 (n=8)



# 5歳児健診の人員体制

(n=8)

市町村	小児科 医師	小児科 医 以外の 医師	保健師	保育士	言語聴 覚士	作業療 法士	心理職	教育委 員会ス タッフ	栄養士	歯科医 師・ 歯科衛 生士	看護師	その他
A	○	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—
B	○	—	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—
C	○	—	○	○	—	—	○	—	○	—	○	母子保健 推進員
D	○	—	○	○	—	—	○	—	○	—	○	—
E	○	—	○	○	—	—	○	—	○	○	○	—
F	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
G	—	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	—
H	○	—	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—

## 5歳児健診推進に向けた県の取組

- 市町村・地域の専門職（保健師等）を対象に研修会を開催
- 医師の偏在がある南和地域複数市町村での5歳児健診の合同実施に向け、県・保健所において相談等支援を実施
- 小児科医会等との連携により、医師向けの会報等へ内科・小児科医師への5歳児健診従事への協力依頼を掲載予定
- 県障害福祉課による希望市町村への臨床心理士の派遣

## 議事(3)

医療的ケアの必要な小児慢性特定疾病児  
の平時からの災害対策

## ■奈良県地域防災計画（一部抜粋）

- ・要配慮者とは、災害時に特に配慮を必要とする者  
中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作が義務づけられている。
- ・県は、市町村が地域住民や自主防災組織と協力しながら行う要配慮者支援の体制整備を支援していく。
- ・避難行動要支援者名簿の整備（市町村）
- ・個別避難計画の作成（市町村）

## ■これまでの取り組み

- ・保健所と一部市町村で、医療的ケア児・難病患者等の情報（病名・症状・治療状況等）を共有
- ・実際の事例を想定し、避難方法や避難先、必要な支援内容（医療・搬送・電源確保等）を協議
- ・電気自動車（EV）を活用した災害時の福祉避難所等における電源確保とSDGs達成に向けた連携協定の締結（災害時の電源確保）

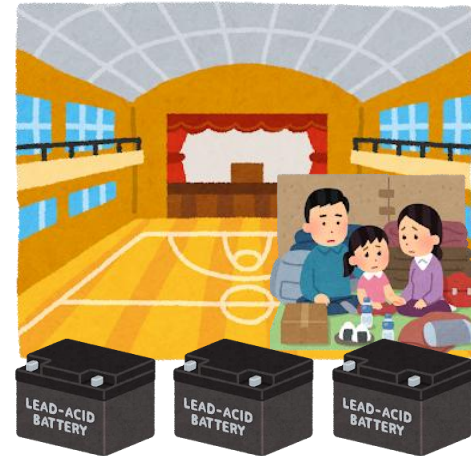
## 避難

Aちゃん



Bさん・Cさん・Dさん

- ・安否確認は誰がすることになりますか
- ・自治会からの情報（安否情報）集約の役割はどこになりますか
- ・どこに避難すればいいですか
- ・非常用電源のある避難所はどこですか
- ・避難を支援する人は誰ですか、誰にお願いできますか
- ・避難所の受入体制はどのようになっていますか
- ・避難所で個別のスペースは確保できますか
- ・高度な医療的ケアを要する4人が別々の避難所に避難していいですか



市町村  
防災担当課  
福祉担当課  
保健センター



保健所  
精神保健難病係  
母子・保健対策係

- 県・保健所が市町村と連携し、すべての医療的ケアの必要な小児慢性特定疾病児の災害時の支援体制を整備
- 医療機関・福祉施設・公共施設等の社会資源を整理し、機能別・地域別の名簿や被害想定マップと併せた資料の作成
- 医療的ケア児の個別ケースから課題を整理し、県全体の施策検討につなげる